

笠間市議会総務産業委員会記録

令和5年5月2日 午前11時52分開会

出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

欠席委員

なし

出席説明員

政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
産業経済部長	礪山浩行君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企画政策課G長	小室正君
総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	石川幸子君
総務課G長	関根聡美君
財政課長	山田正巳君
財政課長補佐	本凶亜紀君
財政課G長	橋本貴文君
危機管理課長	谷田部仁史君
危機管理課長補佐	近藤智広君
危機管理課G長	鈴木恵寿君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	鈴木晃君

脱炭素推進室長	藤枝 諭 君
農政課長	菊地 恵一 君
農政課長補佐	島田 耕一 君
農政企画室長	藤咲 篤 君
農政課 G 長	石崎 武 君
農政課 G 長	川又 英人 君
農政課 G 長	安蔵 幸子 君
商工課長	小松崎 守 君
商工課長補佐	桑嶋 一志 君
商工課 G 長	山口 富男 君
商工課 G 長	横須賀 学 君
観光課長	山内 一正 君
観光課長補佐	川松 祐市 君
観光課 G 長	中山 考司 君
観光課 G 長	塩田 誠 君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内 恵美子
次長補佐	鶴田 貴子

議事日程

令和5年5月2日（火曜日）

午前11時52分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

・議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

(2) その他

午前11時52分開会

○安見委員長 それでは、総務産業委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務産業委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局

より堀内次長、鶴田補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田補佐にお願いいたします。

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、総務産業委員会に付託になりました議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査であります。また、審査の結果につきましては、この後、本会議において委員長報告後、質疑、討論、採決が予定されておりますので、円滑な審議に御協力願います。

審査は審査日程表により、課別に行います。

初めに、企画政策部企画政策課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。

議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の企画政策課所管分の予算について御説明いたします。

6ページをお開きください。

2の歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3億646万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入でございます。本交付金は、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援、また、特に影響を受ける低所得世帯の負担軽減として交付されるもので、今回の補正では、先ほど全員協議会で御説明を申し上げました、地域集会所省エネ施設整備支援事業をはじめとする各課の事業に充当するものでございます。

なお、支出につきましては、それぞれ担当する課において説明をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午前 1 1 時 5 6 分再開

○安見委員長 休憩前を取り戻し会議を再開いたします。

次に、総務部総務課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第2号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 補正予算書7ページのほうを御覧ください。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費、補正額5,114万8,000円のうち、18節負担金補助及び交付金、地域集会所省エネ施設整備補助金3,412万円が総務課分であり、自治活動に必要な地域集会所における省エネルギーの推進並びに地域におけるツーリングシェルターとしての活用等を図ることを目的に、予算の範囲内で補助するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 すみません、一つ質問なのですけれども、集会所のエアコンの方法ということで予算のほうを取っていただいていると思うのですけれども、そもそも省エネという観点で言ったときに、集会所は夏場エアコンのほう確かに使うと思うのですけれども、冬は平均してストーブとかになってくると思うので、そうすると、夜、集まったりして使うことということを想定すると、省エネという観点でLEDを補助するとかということは今後考えてはいないのですか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 今回の御質問でございますが、今回、集会所に対する助成金をいろいろ検討した中でも、確かにLEDの件についてもその効果等も含めて検討させていただきました。今回は取りあえずエアコン導入についてということですが、今後、LED等へ

の対する交換とか、そういったものについても状況によって検討はしていく考えでおりますが、今回はエアコンのみということで対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○安見委員長 長谷川委員。

○長谷川愛子委員 どうもありがとうございます。今後、LEDのほうであればと思っております。お話しさせていただきました。ありがとうございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 単刀直入に答弁求めたいのですが、さっき長谷川委員が言うように、省エネの施設設備、これは具体的にその設備というのはどういう設備なのか、お答えください。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 今回の集会所のエアコンの件でよろしいでしょうか。

○田村泰之委員 はい。

○橋本総務課長 今回、市内に168か所ほど地域集会所があるということで市のほうで把握しておりますが、そのうち、平成30年度以降設置した6か所を除きました162か所、こちらを対象にしまして、それは全てエアコンがついているということではないのですが、ついている施設についてはその撤去費用等も含めた設置費用、また、ないところについては新たにつける設置費用、そういった費用の5分の4以内を補助額として定めておまして、全体で市の見込みとしましては、先ほど申しました162か所のうち、82か所ほどの集会所を見込みまして、補正額3,412万円を計上したものでございます。

○安見委員長 総務課長、田村委員の先ほどの質問に答えていない部分がありますが、省エネの設備はどういったものがありますかということで田村委員のほうは質問されております。それについてお答えがなかったようですが。

○橋本総務課長 この補助制度については、エアコンの省エネ化ということで考えております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 省エネの設備というのも、エアコン一本やりでということでしょうか、それでエアコンでも、天井のエアコン、この差というのが生まれてきますよね、そういうのも計算しているということでしょうか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 設置しますエアコン等については、壁かけであろうが、天井であろうが関係なくそのかかる費用の5分の4を補助するというように考えております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 それでは、各メーカーで、ダイキン、三菱、日立、そういうのでかなり技術が進歩しているのです、そういうのも検討して省エネできるような形でもっていても

らあればありがたいと思うので、よろしく申し上げます。

以上です。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 今回のエアコンの取付けに対する助成につきましては、国のほうで定めている省エネレベルの基準というものがございまして、そちらの目標年度によります達成率が、省エネ率を100%以上クリアしているエアコンを対象に補助をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田村泰之委員 ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにありませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 全部で168か所あると聞きましたけれども、この予算を見ますと、全部やったとしたら二十数万円ぐらいになると思うのですけれども、その予算をオーバーしたときにはどうなのですか。それは、予算までしか使えないということですか。

○安見委員長 総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 今回の助成については予算の範囲内ということで考えておりまして、うちのほうで把握しているのが168か所ですが、一応見込みでは半数程度ということで見込んでおりまして、金額的には集会所の大きさ等によって設置するエアコン等の容量とかも変わってくるというのも含めて積算のほうさせていただいて、今回の補正額を計上させていただいている状況でございます。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 分かりました。ありがとうございます。

○安見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきもの決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時03分休憩

午後零時03分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 財政課でございます。

議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）のうち、財政課所管に関する部分につきまして御説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開き御覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,322万1,000円の補正額は、今回、補正予算に必要な一般財源として計上するものでございます。

なお、今回の補正予算で扱います事業につきましては、基本、全額国庫財源となるものでありますところ、民生費に計上しました対象世帯に3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援事業におきまして、現時点で国からの財源配分が必要な対象事業費に対しまして満額配分示されておりませんので、今回、この差額分を一般財源として財政調整基金からの繰入金を計上し、今後、国から追加配分がありますので、今後の補正予算にて国費財源に振り替えてまいります。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時06分休憩

午後零時06分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第2号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 危機管理課谷田部でございます。よろしくお願いいたします。

議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第2号)、危機管理課所管分について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民活動費5,114万8,000円のうち、18節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格高騰に伴う電気料金の値上げなどにより行政区の活動において防犯灯にかかる電気料金が負担となっていることから、管理する公共性の高い防犯灯8,250基分の年間の電気料金相当分を助成するもので、現在、主に設置されておりますLED灯10ワットの電気料金を1基当たり月172円、年額2,060円と見込み、防犯灯管理費補助金1,702万8,000円を補正するものでございます。

なお、この月当たり172円につきましては、令和4年度の月の最高額172円としたところでございます。

以上で説明を終わります。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時 08 分休憩

午後零時 09 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部環境政策課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）のうち、環境政策課所管分の歳出につきまして事項別明細書により説明いたします。

9 ページを御覧願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、補正額3,650万円は、18節負担金補助及び交付金としまして、物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図る補助金を2件計上するものでございます。

1 件目は、家庭用給湯器のうち、特に高効率の給湯器の設置・買換えに対する費用を補助し、エネルギー費用の負担軽減を図る住宅用高効率給湯器設置費補助金としまして、高効率給湯器購入と設置の3分の1を補助するもので、補正予算額1,150万円でございます。

2 件目は、省エネルギー家電への買換えに対する費用を補助し、エネルギー費用の負担軽減を図る省エネ家電の買換促進補助金としまして、家庭用のエアコン・冷蔵庫の買換え費用の5分の1を補助するもので、補正予算額2,500万円でございます。

環境政策課からは以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 つかぬことをお伺いしますが、給湯器設置費補助金、省エネ家電の補助金なのですが、給湯器、エコキュートとかオール電化にしている方もいまして、正直言うと、余談になってしまうかもしれませんが、電気代高騰になってオール電化の住まいの方も電気代倍なので、そういうところどういふふうにお考えですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 今回、補助金2件提案しておりまして、まず給湯器のほうは、ガス

給湯器のほうをより高効率のものに替えていただくもの、そして電気に関しましては、家庭の中でもより電気の使用量が多いエアコン・冷蔵庫に関しまして補助をすることによって、電気の部分もエネルギーの費用負担の軽減を図れると思っているところでございます。

確かに、オール電化の部分に関しましては、その方、特別にという補助ではございませんが、電気・ガス両方に対しての補助になっております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 石油給湯器の場合はどうなの。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 原油の高騰という部分がやはり大きく家庭に響いている部分もあるかと思しますので、ガス給湯器への入替え等も考慮しての考えもでございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 石油給湯器は、ガスと電気ということでよろしいのですね。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○田村泰之委員 分かりました。

○安見委員長 ほかに。

石井委員。

○石井 栄委員 高効率の給湯器設置費補助ということなのですが、ガスとか電気とか使わない太陽熱の給湯器、古い形なのですけれども、それを使っている家もかなりというか一定数見られるのですが、そこについては熱効率、それについてはどのようにお考えですか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 熱効率としては非常にいいものだとは思っておりますが、今回の補助に関しましては、ガスの給湯器と家電としてエアコン・冷蔵庫に対しての補助といたしております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 燃料費の高騰というのも加わっていますので、電気代、ガス代、石油、燃料費みんな上がっていますよね、太陽光の熱によって給湯するというシステムを取っている家庭もありまして、それが最も皆さんがお考えになって提案したものに内容的には近いというふうに考えられませんか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 石井委員おっしゃられているのは、太陽熱を利用するということがよろしかったですね。

太陽光に関しましては、今、既に補助事業として太陽光の発電設備・蓄電池の補助を実施しているところでございまして、太陽熱に関しては申し訳ございません、今回のもので

補助の対象までは今のところ考えていないという状況でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 この提案されている内容は、それなりに積極性があると思うのですが、今言ったような太陽熱、太陽光で従来やっていた給湯システム、それに対する補助もこれから考えていっていただきたいというふうに思うのですが、それについての回答はありますか。

○安見委員長 環境政策課長大内光広君。

○大内環境政策課長 こちらで利用の状況とか、そういったものを把握できていない部分もございまして、そういったものを調べられるだけ調べさせていただいて、必要であればそういう対応を考えていきたいと思いますが、今のところまだそういう状況が把握できていないものですから、今回の補助までという形で対応させていただいているところでございます。

○安見委員長 石井委員、よろしいですか。

○石井 栄委員 いいです。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 今、石井委員の太陽の熱、これは恐らく朝日ソーラーじゃないかと、それを言っているのですよね。

○石井 栄委員 個別のメーカー名は分からないけれども、そういう……。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午後零時 17 分休憩

午後零時 19 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時20分休憩

午後零時21分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、農政課所管分の補正内容について御説明させていただきます。

9ページをお開きください。

歳入の補正予算はありませんので、歳出の補正予算について御説明いたします。

補正予算総額は1,201万6,000円の増額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金140万円のうち、農業経営収入保険加入支援補助金130万円の増は、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備えるため農業経営収入保険に加入した農業者に対して支援するため、増額するものでございます。

次の事業所物価高騰支援補助金（農業）10万円の増は、物価高騰の影響を受けている市内の農林業関係事業者を支援するため、笠間栗ファクトリー株式会社分の10万円を増額するものでございます。

続きまして、5目畜産業費、18節負担金補助及び交付金1,051万6,000円の増は、飼料価格高騰の影響を受けている市内酪農及び肉用牛経営者を支援するため、増額するものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、18節負担金補助及び交付金、事業所物価高騰支援補助金（林業）10万円の増は、先ほど説明させていただきました事業所物価高騰支援補助金と同じになりますが、物価高騰の影響を受けている市内の農林業関係事業者を支援するため、笠間広域森林組合分の10万円を増額するものでございます。

農政課所管分の補正予算の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 先ほど全員協議会で説明いただきましたけれども、市産業経済部に関する下記の事業所というくくりがあるのですが、ただし、市の出資比率がおおむね50%以上の事業者は非該当、おおむねの定義は何ですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 ただいまの御質問ですが、おおむねということですが、50%が基本なのですが、それより多少上回っているとか、下回っているというような定義でございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 なぜそのような50%という基準をつかって、おおむねだから40%もオーケー、60%もオーケーという意味合いだと思うのですが、なぜそういう話になったのでしょうか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 50%という定義でございますけれども、やはり100%出資とか、どこで線を引いていいかわからないところがございまして、おおよそ50%であれば支援する必要があるのか、ないのかというところを判断したところです。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 おおむね50%を出資していればその対象になるだろう、要するに、市産業経済部に関係する組織団体、法人というふうに定義づけたということですかね。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 そのとおりでございます。

○安見委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 家畜飼料価格の高騰対策事業として、乳用牛、肉用牛の認定農業者、認定新規就農者に対する支援が盛り込まれているわけですね、これはこれで積極的な意味がありますので、大いに進めてもらいたいなどは思っています。

先ほど話がありましたように、認定農業者、認定新規就農者でない方も頑張っている方もたくさん、何件かありますので、それについての支援の点についてはどのように現在お考えでしょうか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 ただいまの質問ですが、笠間市全体で農業者というのは3,800ぐらいの農業者がいるわけでございます。その中で全員に支援するということは不可能に近いというところがありまして、どこで線を引くのかというと、やはり農業で生計を立てている、あるいはやる気のある農業者ということで、そういう方は認定農業者に大体なっているというところで、その方をまずは支援していかなくてはならないだろうということで、この

辺は定義づけをさせていただいております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そのようなお考えだというのは今分かりましたけれども、例えば、先ほどの前段の会議の中で、乳用牛23件、そのうちの19件がそうではないということがありましたけれども、それらについても努力していると見られる農家もたくさんあると聞いていますので、そういうところへの支援の在り方についてもこれから検討していただきたいという要望です。どうぞよろしくをお願いします。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 今の質問なのですけれども、市としての考えなのですが、やはり国の制度であります認定農業者になっていただくというのが基本で考えているところでございますので、そういう認定農業者にならない方がいれば推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安見委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時29分休憩

午後零時29分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商工課の小松崎でございます。どうぞよろしくをお願いします。

議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、商工課所管分の補正内容

について御説明させていただきます。

歳入の予算はございませんので、歳出内容について御説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額840万円の増は、18節負担金補助及び交付金に事業所物価高騰支援補助金（商工）40万円と建設業振興補助金（新型コロナ）800万円を増額するものでございます。

事業所物価高騰支援補助金（商工）40万円は、物価高騰の影響を受けている市内の商工事業者を支援するため、1事業者10万円を補助するものでございます。対象事業者は、笠間市商工会ほか3団体となっております。

続きまして、建設業振興補助金（新型コロナ）800万円は、物価高騰の影響を受けている市民や市内の小規模建設施工業者への支援といたしまして、住宅、店舗リフォーム促進事業の制度を拡充することにより受注機会の創出を図るため、笠間市商工会へ補助するものでございます。

以上が商工課所管分の補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

西山委員。

○西山 猛委員 市内の飲食業だとか個人事業主だとかで、原材料が高騰していて、とはいっても価格据置きでやらなくてはならないとかという商店、飲食店とか多いのです。今の時期と重ねてこういうところに目は向けていませんか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 今回提案させていただきましたのは、市内の小規模建設施工業者への支援として提案させていただいています。市内の商店ということでしたよね。

○西山 猛委員 飲食店。

○小松崎商工課長 飲食店などでもある程度価格に転嫁できているお店もあるだろうし、価格転嫁できていない商店もあろうかと思しますので、その辺は引き続き調査していかないとはいえないと考えています。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 調査中なのですか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 現在、調査はしてございません。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 引き続き調査ではなくて、改めて調査しなくてはならないという答弁になるのではないですか。まるで、細かいところ、かゆいところに手が届くような言い方を

していますけれども、実際、低所得者世帯に対して5万円だ、3万円だ、10万円だとやりましたけれども、消費者がいるんだけれども、結局、消費者が果たして消費のために使うかとかということを考えたときに、非常に事業者として、特に飲食店なんかは真っ先に削られる部分だったりするので、そこで物価高騰ですよ、便乗もあるらしいです。畜産農家なんかもそうらしいですが、餌屋が便乗で上げちゃっている、そんなふうな動きが現実にあるようです。

それをもって、結局は経済活動と言いつつも支配していつてしまう、例えば牛をあれしちゃうとか、それと一緒に、要するに納める側の業者が高騰だと言いながら、店舗を獲得したりとか、何かそんな話があるようなのです。少なくとも努力義務はあるとしても、今回、多分不公平感が出るのかなと思っているのです。これが浸透していくと、この予算執行することで、そういうふうを感じるのです。そうならないように、少なくとも希望の持てるような施策として、現在こんなふうな考え方があるのだというのがあればなと思って聞いたのです。

特に今の話では調査もしていないからじゃないと思うのですが、今後必要だと思いますが、いかがですか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商店街、飲食店などに対しまして、昨年度も商工会を通しまして2回の商品券を実施してございますので、そこもその辺の状況を見極めながら対応してまいりたいと考えています。

○安見委員長 ほかにございませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 このリフォームに対する補助金ですけれども、商工会が窓口になっていますけれども、商工会の会員の方だけですか、そのほかの方も大丈夫なのですか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 リフォームを実施される方は、市民であればどなたでも結構です。施工をする方は、商工会員である業者と会員でない業者に対しまして、受注件数の制限を設けてございます。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 ということは、商工会に入っている方はどのぐらいの制限になっているのか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商工会会員であれば、最大10件まで受注することが可能です。非会員につきましては3件ということで、今、商工会のほうで進めてございます。

○安見委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 分かりました。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 先ほどの説明の中で10万円から15万円に、最大の補助額が1.5倍に今回なったということで、この中で、先ほどの説明の中では、受注件数について20件ほどの増加を見込む、合計125件ほどという説明がありましたけれども、これはいつの時点でどのように把握されたのでしょうか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 昨年度の令和4年度の実績数で、店舗と住宅合わせまして106件、予算規模が985万円という補助で実施していますので、今回20件相当を上げまして125件ということで検討させていただきました。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それで先ほどの御説明では、応募の期間を1期と2期に分けて、1期は5月8日からということで、2期目を改めて区切って設定するというようなお話だったのですが、今、住宅リフォームの需要が増えておりまして、30年くらいたって建て替え、それからリフォームをするような対象の物件が増えているという統計がありますので、しかし状況を見ながら考えるところもありまして、1期と2期に分かれて適用する期間を設定するというのはすごくいいなというふうに思っているんです。

前は、期限までに対象件数をオーバーしてしまっていてできないという話があったので、この2期というのはどの辺を大体考えているのですか。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 工期のほうは、年度内に工事が完了して支払わなくてはならない補助金でして、秋口から、11月ぐらいの期間に、12月までに工事を終わらせる期間で募集を開始しようかと考えてございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 このいい制度ができて、市民も使った人はよかったと言っているのですが、まだよく分からない人もいるので、こういう仕組みになったということをよく広報していただいて皆さんに知らせていただくと、市民の方は大変助かるかなというふうに思いますので、その辺よろしく願いをいたします。

○安見委員長 商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 制度の周知に関しましては、新聞折り込みとか商工会のホームページ、また市のホームページ等でも広報してまいりたいと思いますので、引き続きそちらで対応していきたいと考えてございます。

○安見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時42分休憩

午後零時42分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課が所管いたします議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。観光課の山内です。よろしく願いいたします。

それでは、補正予算（第2号）の観光課所管分の補正内容について御説明を差し上げます。

歳入歳出補正予算についてでございます。今回の補正につきましては歳入はございませんので、歳出のみとなります。

予算書10ページをお開き願います。

6款商工費、2項観光費、2目観光振興費、18節負担金補助及び交付金、補助額10万円の増は、新型コロナウイルスや原油価格の上昇に加え、円安等の影響による物価高騰により影響を受けている市内の観光事業者に支援するため、1事業所当たり10万円を補助するものでございます。対象事業者は、笠間工芸の丘となります。

以上が観光課所管分の補正内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退出のため暫時休憩いたします。

午後零時 4 4 分休憩

午後零時 4 4 分再開

○安見委員長 会議を再開いたします。

以上で総務産業委員会に付託になりました、議案第46号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、委員会終了後の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議ありませんので、私に一任させていただくことに決定いたしました。

○安見委員長 その他で何かありましたら、よろしくお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上をもちまして総務産業委員会を閉会いたします。

長い時間お疲れさまでございました。

午後零時 4 6 分閉会